

## 1. 現在の地方分権改革スタイル(提案募集方式等)の背景・趣旨

「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(概要)【資料3-2 P1~4】

- 平成7年から平成26年までの間の地方分権改革の取組を、以下のとおり総括
  - ① 地方分権型行政システムの確立という地方分権改革の理念の構築
  - ② 委員会からの勧告を背景としつつ、国が主導する形で、期限を区切って集中的な取組を実施することにより相応の成果
  - ③ 権限移譲や規制緩和を網羅的に推進すること等により、地方全体に共通する基盤を確立
  
- 以上の総括を踏まえ、求められる改革の位置付けを以下のとおり整理
  - ① 地方分権改革を単に中央集権型行政システムの課題を解決するための手段と捉えるのではなく、日本の再生、豊かな国民生活の実現という理念を掲げて取り組むべき
  - ② 国が主導する短期集中型の改革スタイルから、地域における実情に精通した地方の発意に根差した息の長い取組を行う改革スタイルへの転換(提案募集方式の導入)
  - ③ 地方の多様性を重んじた取組(手挙げ方式の導入)
  - ④ 住民自治の拡充等により、住民と地方公共団体について、自治の担い手としての強化を図る必要
  - ⑤ これまでの改革の成果をもとに、(国・地方ともに、)情報発信を継続的かつ効果的に展開。その際、住民が改革の成果を実感でき、地方分権改革に主体的に関わるようになることが望まれる。

# 提案募集方式の5年の成果等について

## 2. 提案募集方式の成果(1/6)

### 提案数・提案への対応状況

【資料3-2 P5-6 図表1-2】

- 提案募集方式を開始した平成26年から平成30年までの間、2220件の提案。
- そのうち関係府省と調整を行った1354件について、提案が実現するなど対応できるものの割合は約7割(1011件)。
- これまで、幅広い分野にわたる、住民に身近な課題に係る提案について、きめ細かく実現。また、権限移譲については、移譲する事務・権限の性質等に応じて、「手挙げ方式」を活用。

### 検討サイクルの定着化

【資料3-2 P7】

- 提案募集方式では、地域の実情に根差した、具体的な支障事例に基づき、関係府省への検討要請や、専門部会における議論を実施。
- これにより、関係府省においては、抽象的な制度論ではなく、当該支障の解決に向けた具体的な課題や対応策について検討し、仮に対応困難な場合はその理由を具体的に説明することが求められる(関係府省に立証責任がある)形となっている。
- 特に、専門部会においては、支障事例に基づいて関係府省と長時間に及ぶ議論を行い、解決に向けた対応を引き出している。その際、提案内容等に応じ、地域交通部会との合同部会や、定例のヒアリング以外に臨時の部会を開催している。
- このように、提案募集方式は、地域の具体的な課題を解決するための新たなシステムとして機能するとともに、その検討サイクルが定着しつつあるものと考えられる。

# 提案募集方式の5年の成果等について

## 2. 提案募集方式の成果(2/6)

### 提案団体

【資料3-2 P8 図表3-4】

- 提案団体数については、増加傾向。平成26年から平成30年までの間、全ての都道府県から提案があり、特に市区町村からの提案の増加が大きい。
  - ・提案市区町村の数：(H26)68団体 ⇒ (H30)256団体
- 市区町村についてみると、各年の初提案市区町村は、平成27年以降、増加傾向であり、提案募集方式を導入して5年目にあたる平成30年に初めて100団体を超えた。

このことから、提案市区町村の累計は、これまで着実に増加してきており、平成26年から平成30年の提案市区町村の累計は369団体となった。

# 提案募集方式の5年の成果等について

## 2. 提案募集方式の成果(3/6)

### 提案の内容

【資料3-2 P9-10 図表5~7】

- 提案内容について見ると、以下のとおり、住民生活に密着した、地域が直面する課題に根差した提案が、幅広い分野において多く提案されている。

#### (提案類型別)

事務・権限の移譲については、28年以降、横ばい。他方、規制緩和については増加傾向で、平成28年からは8割超。また、都道府県、市区町村別に見れば、市区町村において規制緩和に関する提案がより多い傾向。

#### (提案理由(支障内容))

提案理由(支障内容)は、事務・手続の簡素化・効率化に関するものが全体の約38%、次いで基準の緩和に関するものが約25%と多い。この傾向は、都道府県、市区町村ともに同様。

#### (提案分野)

幅広い分野にわたり提案がなされており、中でも医療・福祉分野に関するものが全体の約27%と多く、次いで農業・農地分野に関するものが約12%となっている。

※ 例えば、医療・福祉分野においては、基準の緩和について、土地利用、環境・衛生、農業・農地、産業、振興分野においては、事務・手続の簡素化・効率化について多くの提案がなされている。

# 提案募集方式の5年の成果等について

## 2. 提案募集方式の成果(4/6)

### 提案募集方式を通じた地方公共団体職員の意識改革 【資料3-2 P11】

- 内閣府で実施している地方公共団体職員向け研修の平成30年分受講者アンケートをとりまとめたところ、受講者から以下のような意見があった。
  - 提案募集方式を知らなかったが、「地方分権改革の仕事が増えるイメージ」が変わった。仕事が増える、面倒ではなく、業務改善や地域のために考えるものだということが分かった。
  - 「地方分権改革」と聞いて、とにかく難しい、面倒な手続が必要そうだと考えていた。研修を受講して、住民サービスの向上のためには不可欠な制度だと分かった。住民サービス向上に向け、努力したい。
  - 平成5年に地方分権が始まり、20年経ってやっと提案募集方式が出来たことに驚く、当初からやっているべき。
  - 国の一律の基準は「変わらないもの」という先入観があったが、内容によっては「変えられるもの」であるという気づきがあった。
  - 日頃から、もっと問題意識をもって取り組まなければならないと思った。「どうせだめだ...」ではなく「変えてやろう!」という気持ちが必要だと思った。
  - 自分が今まで漠然と仕事をしてきたことを痛感した。提案したいことがすぐに出てこず苦労した。今後は、提案募集方式のことを意識しながら仕事にあたりたい。
  - 大変成果を上げている地方公共団体もあることから、活用する側の意識・意欲によってその価値が変わってくるものと思う。強い意志のある地方公共団体には大いに力になってくれる。
  - 職員の意識改革が最重要。国へチャレンジすることが大切。

# 提案募集方式の5年の成果等について

## 2. 提案募集方式の成果(5/6)

### これまでの地方支援の取組

【資料3-2 P12・13】

- 地方公共団体等に対する提案募集方式のすそ野を拡大するため、地方と連携した地方公共団体職員に対する研修等の企画・実施や提案検討の支援ツールの開発等、様々な地方支援の取組みを平成27年より本格的に展開。
- これまで、全国の地方公共団体等向け研修、住民参加ワークショップ、大学連携ワークショップ、地方公共団体個別訪問等を地方公共団体等に積極的に働きかけるとともに、入門ガイド、ハンドブック、取組・成果事例集、政府インターネットテレビ等の提案検討の支援ツールを充実させ、全国に広く配布する等、各種支援を実施。
- なお、地方へのアンケート結果によると、提案に結び付いた要因のうち「内閣府の各種支援」が全体の第2位であることや、研修の満足度が概ね8割以上となっていることから、これまでの地方支援は地方からはある程度評価をいただいていると認識。

〔内閣府で実施している地方公共団体職員向け研修の平成30年分受講者アンケートより〕

- ・ 国が地方に出向いて自治体と話をする機会はとてもありがたい。とても勉強になった。
- ・ 職員は日常は業務で忙しいので、本研修は地域独自の課題を抽出し、真剣に解決策を考える貴重な機会。職員教育のため毎年開催して欲しい。
- ・ 研修を受講することで、日常業務の中で提案となる疑問を持つように意識改革となった。
- ・ 現場の実務ではもっと制度がこうなったら、ということが多々ある。研修で学んだことを是非活用したいと思った。

# 提案募集方式の5年の成果等について

## 2. 提案募集方式の成果(6/6)

### 住民への成果の還元

【資料3-2 P14・15】

- 過疎地域等の救急隊の編成基準の緩和により24時間救急隊が運用できるようになった事例(取組・成果事例集事例4)や、病児保育施設の看護師要件の明確化により子育て環境が充実した事例(取組・成果事例集事例6)等、提案募集方式の成果が徐々に住民の実感として表れてきているところ。
- 国として、HP、SNS、成果事例集の作成・公表、政府広報テレビ、地方分権改革シンポジウム等を通じて、地方分権改革の成果を広く国民に発信。

# 提案募集方式の5年の成果等について

## 3. 提案募集方式の課題(1/3)

### 提案募集方式の取組状況を踏まえた課題

- 市区町村からの提案は増加傾向にあるものの、市区町村全体で見れば、提案実績のある市区町村は369団体(21.2%)にとどまる。【資料3-2 P16 図表8】
- また、人口規模が小さいほど、1団体あたりの提案件数が少なくなる傾向。【資料3-2 P16 図表9】
- 提案募集方式の取組に熱心な地方公共団体(又は分権改革に対する意識の高い団体)がある一方、そうではない地方公共団体(提案募集方式の活用方法、有用性を認識していない市区町村)も存在。【資料3-2 P11】

[内閣府で実施している地方公共団体職員向け研修の平成30年分受講者アンケートより]

- 地方分権は聞いたことがあったが、提案募集方式は知らず、提案がかなり実現されていることも知らなかった。制度の周知徹底と意識改革により提案は増えると思う。
- いざ現場からの提案となると、提案までの過程が現場職員には負担であり、フォローが欲しい。
- 担当課が壁にぶつかっている事例が最も提案内容として良いと思うが、担当課が業務多忙で提案に興味を持ってもらえない。
- 必要性は理解できたが、提案を促進するにあたり庁内の意見を集約するシステムや職員意識の向上が課題。
- トップの意識が重要であるため、市町村長等のトップ向け研修を充実して欲しい。
- 法律等に沿って業務をした経験がほぼない。支障の根拠規定を特定することが難しかった。



# 提案募集方式の5年の成果等について

## 3. 提案募集方式の課題(2/3)

### 地方分権改革に関する有識者会議での御意見(ポイント) 1/2

#### <提案のすそ野の拡大について>

- すそ野の拡大が5年目の方向性になるのでは。市区町村担当者への直接的なアウトリーチが重要。(平成30年2月19日:伊藤構成員)

#### <提案の熟度の向上について>

- 分権に対する意識が非常に低いのではないかと。敷居も高いのではないかと。(平成30年2月19日:石橋議員)
- 今度は地方公共団体がその制度を使って自主性を発揮できる体力と意欲をつけるというのが極めて重要で、地方分権の提案は、まさに体力、意欲をつくる一つの大きな場である。(平成30年2月19日:高橋専門部会長)
- どうして現場で伝わっていないのかなと考えたときに、1つは、市町村の分権担当あるいは政策部門のところに話が届いていても、現場の担当課にうまく話が行っていない可能性がある。(平成29年2月20日:野村構成員)
- 事前相談が非常に期待されている。具体的な支障事例を示すのが難しいようなケースであってもとにかく気楽に飛び込んでくださいという仕組みを広げていくのではないかと。(平成30年2月19日:磯部構成員)

#### <国民・住民への成果の還元について>

- この提案募集方式が住民に、国民にどう還元されるのかといったところに目を向けていく必要。(平成30年6月29日:後藤議員)

#### <提案実現の迅速化について>

- ある程度スピード感というか、決めるものは早く決めて、もっと多くの案件を議論できるようにすべき。(平成27年6月30日:市川議員)
- フォローアップ案件の中に、昨年度までの議論から戻ってしまった、手戻り感があるようなものもある。(平成30年9月5日:勢一議員)

#### <提案の支障事例等の取扱いの柔軟化について>

- 支障事例という切り口だけではなく、効率化という意味での提案、改善についても検討頂きたい。(平成29年7月7日:市川議員)
- 支障事例と言われたら、こうしたら必ず効果があると思いつながら出せない。(平成29年7月7日:戸田議員)
- 具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任をしっかりと果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行う方式とすること。(平成30年9月5日:平井議員提出資料)

# 提案募集方式の5年の成果等について

## 3. 提案募集方式の課題(3/3)

### 地方分権改革に関する有識者会議での御意見(ポイント) 2/2

#### <提案団体の問題意識を踏まえたより柔軟な対応について>

- 再提案について、できるだけ柔軟に取り扱っていただきたい。(平成27年3月19日:平井議員)
- 「国が直接執行する事業の運用改善」なども提案対象とすることや、過去と同内容の提案が複数の団体からあった場合には検討対象とすることや、一律に具体的な支障事例を求めないことなど地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう制度を拡充すること。(平成30年9月5日:平井議員提出資料)
- 税財政にとっては、新年度は大きな節目の年であり、分権改革でも、分権的な視点での御提言など、風を吹かせていただけると有難い。(平成30年9月5日:平井議員)
- 権限移譲に関する提案について、全国一律の権限移譲を基本としつつも、「手挙げ方式」を積極的に活用する等、地方からの提案が最大限酌みとられるよう対応すること。(平成30年9月5日:平井議員提出資料)

#### <政策的・制度横断的な課題への対応について>

- 一つずつ出てくる支障事例がとても大切で、それを受けながら解決策を探る中で、制度としてどうあるべきか、徐々につくっていくのではないか。問題意識としては、トータルとしてどうするか考えなければいけないという思いを持ちつつも、具体的な支障の中で積み重ねていくのではないか。(平成30年6月29日:勢一議員)
- 地方分権の目指すべき目的の1つとして重要なのは、総合行政。他の制度を考慮しないと、本質的な解決にならないというものが数多くある。現在の提案制度の中で、どうすれば、総合的な政策に結びつくようなことも誘導できるのかということを考えておかなければいけない。(平成30年11月19日:神野座長)
- 現在「提案募集方式」の取組に加え、国と地方の役割分担など制度的な課題について検討を開始するなど、地方分権改革を一層推進するための新たな手法についても検討を行うこと。(平成30年9月5日:平井議員提出資料)
- 以前の総括から5年ということもあり、これからの地方分権改革を展望して、大きな話や提案募集方式のやり方など、見直す時期ではないか。(平成30年11月19日:平井議員)